

令和2年4月9日

住民及び事業者の皆様へ

小笠原支庁

### 小笠原支庁職員の出勤抑制について

平素より小笠原支庁の事業にご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

令和2年4月7日に、国は都を含む7都府県において緊急事態宣言を宣言しました。それを受けて、小笠原支庁においては、下記のとおり職員の出勤抑制を行います。

出勤抑制中は、住民や事業主の皆様方にご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 実施期間

4月8日（水）から当面の間

#### 2 出勤抑制の形態

テレワーク

#### 3 その他

出勤する職員は、原則として感染症拡大防止対策やライフラインの維持等に従事する職員を除いた全職員の2割程度となります。